

ドローンによる加害個体等の緊急搜索業務に係る一般競争入札 入札心得

(趣旨)

第1条 当該競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告、別に備える設計図書等、委託契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札保証金の納付は免除する。ただし、次に該当する場合は見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

ア 落札候補者として決定された者が、入札参加資格要件審査書類を提出しなかったとき

イ 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき

(入札の時期)

第3条 入札参加者は、質問回答の内容を熟覧し、特に入札参加者の積算に関わる事項について留意のうえ、入札公告に示す日時場所で行入札に参加しなければならない。

(入札の方法)

第4条 入札参加者は、入札書に所要事項を記入のうえ、入札公告に指定された日時場所で行入札に参加してください。なお、郵送による入札は求められません。

2 この入札は業務の単価および総価（入札単価に予定数量を乗じて得た金額の合計、以下同じ）について見積もってください。（様式7による）ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった単価の110分の100に相当する金額を記載してください。

3 入札書記載の単価は、1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額としてください。

4 入札書に代表者が記載され、かつ代表者印が押印してある入札書による応札以外で、代理人が出席して応札するときに、代表権限を有する社員等から委任を受け、代理人の印を押印した入札書により応札する場合は委任状が必要になります。入札執行前に委任状を発注機関の長に提出して確認を受けてください。

5 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を行えません。

6 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしてはならない（脅迫的言辞の有無を問わない。）。

3 入札参加者は、正当な理由なく入札公告前における発注予定案件事務への介入、又は公告後において公告、入札心得及び各種仕様書等について、不明等を理由とした過度な介入等入札の公正・公平性を阻害する行動をしてはならない。

(設計図書等に対する質問・回答)

第6条 発注機関の長は、入札公告に示す期間及び場所において、設計図書等に対する質問を受け付け、当該質問に対する回答をホームページに掲載する。なお、質問者への直接の回答は行わない。

(入札の延期、取りやめ等)

第7条 発注機関の長は、設計図書等の表示誤りや不明確な表示などを発見した場合、当該発見時期が最終質問回答日以前であり、その修正が一定の要件に当てはまるときは、訂正後の設計図書等を閲覧に付すとともに一般競争入札申込書提出期限、開札日等について延期できるものとする。なお、延期

を行う場合、ホームページによる入札公告、質問回答及び入札予定表示（修正内容履歴）において変更期日等について示すものとする。

- 2 発注機関の長は、入札公告及び設計図書等の関係書類又は入札手続きに不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめるものとする。
- 3 発注機関の長は、入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められる場合、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

（入札回数）

第8条 入札回数は2回を限度とする。

予定価格（総価及び単価、消費税及び地方消費税を除く金額）の範囲内の価格の入札がないときは、第2回の総価における最低価格入札者（再度の入札において失格基準価格を下回る者は除く。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とします。

この場合の見積り回数は3回を限度とします。

（落札者及び落札価格の決定）

第9条 発注機関の長は、予定価格の制限の範囲内で総価における最低価格入札者を落札者とします。

ただし、総価について失格基準価格を下回る入札者を除き、予定価格の制限の範囲内における最低価格入札者を落札者とします。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
- 3 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当所の職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証）

第10条 契約保証金は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16並びに財務規則（昭和42年規則第2号）第142条及び同規則第143条に基づき策定された、「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」（平成27年3月11日付け26契検第135号）の規定により取り扱うものとする。

（入札書の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 違算がある入札書
- (5) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (6) 記名、押印のない入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 入札公告に示す提出期限内に審査書類を提出しない者の入札書
- (9) 虚偽の審査書類を提出した者の入札書
- (10) 一抜け方式において、他の委託業務の落札者が入札した入札書
- (11) 入札単価欄に特別の定めがある場合を除き、1円未満の単位の金額が記載された入札書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

（契約の締結）

第12条 落札者は、落札した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。なお、落札者が遠隔地である等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで。）に契約を締結しなければならない。

なお、契約は単価契約とする。

- 2 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を発

注機関の長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと発注機関の長が認めたときは、この限りでない。

3 契約に要する経費は契約人の負担とする。